

○東京藝術大学役員退職手当規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成23年3月29日 平成25年2月21日
平成25年10月24日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条で準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第2項の規定に基づき、本学の学長、理事及び監事（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第4条第1項及び第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額（当該役職の最後の日における号俸に対応する俸給月額とする。）に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、経営協議会の意見を参考として、学長が次に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とすることができる。

(1) 学長 国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価等の結果を勘案して、前項の規定により算出された退職手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額

(2) 学長以外の役員 評価委員会の項目別の業績評価、役員としての在職期間における業務に対する貢献度等を総合的に勘案して学長が決定する評価に基づき、前項の規定により算出された退職手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

第4条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員

として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規則による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

（再任等の場合の取扱い）

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（職員との在職期間の通算）

第6条 役員が、引き続いて職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は支給しない。

- 2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員として引き続いた在職期間を東京藝術大学職員退職手当規則（以下「職員退職手当規則」という。）第9条に規定する在職期間としてみなし、同規則の規定により算出した額とする。

- 2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の意見を参考として、前項の規定により算出された退職手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位等)

第9条 前条に規定する遺族の範囲及び順位等は、職員退職手当規則第2条の2の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(退職手当の支給制限等)

第10条 職員退職手当規則第2条ただし書き、第2条の3及び第13条から第18条までの規定は、役員に準用する。

(端数の処理)

第11条 この規則の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 退職手当の支給手続その他この規則の実施に関し必要な事項については、職員退職手当規則の例に準ずるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年2月21日から施行する。

2 当分の間、第2条の規定による退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、東京芸術大学職員退職手当規則第7条及び東京芸術大学職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成25年規則第6号）附則第3項の規定により算出した額とする。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。